

令和7年度第1回石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業（技術開発事業） 補助金公募要領

石巻市では、令和7年度石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業（技術開発事業）を実施する事業者（以下「事業者」という。）を、以下の要領で募集します。応募に際しては、交付要綱も併せてご確認ください。

1 目的

この補助金は、エネルギー構造の高度化等に向けた地域住民等の理解促進に資する事業を支援することにより、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るとともに、本市における雇用の創出や産業振興を図ることを目的とします。

2 事業内容

国庫補助金等を活用し、上記を目的として、再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する技術開発に要する経費を補助します。

【事業スキーム】

国

（申請） ↑ ↓ （補助） 補助率：定額（10／10）

石巻市

（申請） ↑ ↓ （補助） 補助率：定額（10／10）

間接補助事業者

3 応募資格

本公募に参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- ③ 市税の滞納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定するものが役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- ⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

4 補助対象者

次のいずれかを満たす事業者を補助対象者とします。

- ① 石巻市において補助事業による技術開発を実施する者で、かつ補助事業完了後も継続して技術開発等を実施する見込みのある者
- ② 石巻市において補助事業成果の商用化を行う見込みのある者

5 補助金交付の内容

(1) 事業実施期間

交付決定日～令和8年2月28日

(2) 補助率・補助額

定額補助（10／10）とし、1事業あたりの上限額は国で定める令和7年度「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業(地域理解促進事業、技術開発事業)」補助金公募要領に定められた額とします。ただし、最終的な交付決定額は、石巻市が国から受ける交付決定により決定します。

(3) 補助要件

- ① 再生可能エネルギー及び省エネルギーに資する先進的な技術開発であって、その成果によって、エネルギー構造の高度化、雇用の創出や地域産業振興等に向けた地域住民等の理解促進に資する技術開発であること
- ② 補助事業の効果として、雇用の拡大・売上増等を定量的に表せるものであること
- ③ 補助事業又は補助事業成果の商用化により、石巻市に恒久的に経済効果を創出する見込みがあること

(4) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

(5) 支払額の確定方法

事業終了後、当該補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(6) 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記

述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

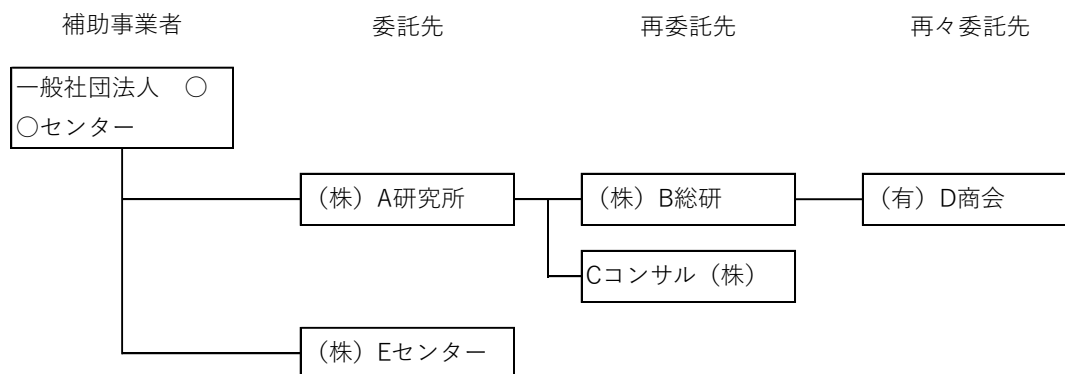
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
(株) A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
(株) B総研	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
(有) D商会	再々委託先（(株) B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
(株) Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



（7）事業評価報告

事業完了した日から3ヶ月以内に、様式4により事業評価報告をしていただきます。なお、事業評価報告の内容については、資源エネルギー庁や石巻市のホームページなどで公表される場合があります。

（8）その他

本補助金は、国庫補助金等が原資であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年制令第255号）及び原資となる国庫補助金等の交付要綱等の規定を遵守していただくことになります。

6 補助対象経費

(1) 補助対象経費の区分

補助事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

補助事業		備考	上限額／下限額
事業名	補助対象経費の区分		
再生可能エネルギー・省エネルギーに関する技術開発※ ¹	人件費、設備費、旅費、外注費、委託費、通信運搬費、図書・消耗品費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、印刷製本費、補助員人件費、その他補助事業を実施するために必要な経費		上限：1億円 下限：100万円

※1 技術開発とは、5－(3)－①に掲げる技術開発をいう

※ 各経費の経理処理及び算出方法については、以下「補助事業事務処理マニュアル」(経済産業省大臣官房会計課)に準ずるものとします。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual.pdf

(2) 補助対象経費として計上できない経費

- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものに関する経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費(ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。)
- ・その他事業に関係ない経費

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下、消費税等という。)が含まれている場合、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

一方で、失念等による報告漏れを防止する観点から、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者
- ⑤ 申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合

7 応募手続き

(1) 募集期間

- ・募集開始日：令和7年1月17日（金）
- ・募集締切日：令和7年2月7日（金） 17：00必着

(2) 応募書類

- ① 提案様式に基づき、以下の書類に必要事項を記入し、その他必要書類を添付の上、持参又は郵送・宅配便等で送付してください。併せて、(3)のメールアドレスに、以下の書類の電子媒体をメールで送付してください。

- ・様式1 応募申請書
- ・様式2 提案書
- ・様式3 事業概要シート
- ・別添1 実施体制図
- ・支出の積算根拠資料

- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「石巻市情報公開条例」（平成17年4月1日条例第14号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

- ④ 提案書に記載する内容は、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現に努めていただく必要があります。

なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は、以下に提出してください。

石巻市産業部商工課 〒986-8501 石巻市穀町14-1 E-mail iscommerce@city.ishinomaki.lg.jp
--

8 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、石巻市及び経済産業省による書面審査のほか、第三者の有識者による審査（非公開）を行い決定します。なお、必要に応じて提案に関するヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

項 目	概 要
①資格要件	・参加資格及び補助対象者の要件を満たしているか否か
②補助目的との適合性	・新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業又は新技術を利用した商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業の創出に資する技術の開発であるか。（新規性・先進性） ・その技術によって、地域のエネルギー構造の高度化、雇用の創出や地域産業振興等に資するものであるか。（有益性）
③達成目標及び手段の妥当性	1 達成目標、実施計画 ・技術開発の達成目標が具体的かつ明確に設定されているか。（達成目標の明示） ・目標達成度の測定方法（実証実験等）の妥当性 2 実施体制 ・十分な研究設備、研究人材の確保、研究管理能力があるか。 3 予算計画 ・達成目標と比較して、費用対効果が適切であるか。
④研究成果の波及性	・開発される技術により創出される新規事業が、将来的に大きく成長する可能性があるか。または開発される技術が、幅広く普及・拡大する可能性があるか。 ・成果の活用・展開に向けた戦略的な取組が行われているか。または、その計画が具体的に立てられているか。
⑤補助対象経費の内容・額の適正性	・補助対象経費の内容及び額が適正であるか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、令和7年3月下旬頃、石巻市のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

9 交付決定について

採択された申請者が、石巻市に補助金交付申請書を提出し、それに対して石巻市が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、石巻市と経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

10 スケジュール（予定）について

当該補助金事業は、概ね次のスケジュールによって実施します。

ただし、審査手続等の進捗により、スケジュールを変更する必要があることに留意ください。

日 程	内 容
令和7年1月17日（金） ～2月7日（金）	募集 ※締切：2月7日（金）17：00 必着
令和7年2月中旬～3月中旬	審査
令和7年3月下旬	採択の決定及び通知
令和7年4月頃	補助金交付申請
令和7年5月頃	事業開始

11 その他

- ① 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。
- ② 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ③ 事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料を添付してください。
- ④ 補助事業者は、補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又当該年度の3月20日のいずれか早い日までに実績報告書を石巻市に提出しなければなりません。
- ⑥ 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、石巻市の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- ⑦ 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、

適切に管理しなければなりません。

- ⑧ 補助事業者は、取得財産等については、原則、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。
- ⑨ 補助事業終了後に、石巻市に会計検査院が実地検査に入ることがありますので、実地検査の受検に協力してください。また、補助事業者にも実地検査が入ることがあります。この検査により、補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- ⑩ 代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。

12 問い合わせ先

〒９８６－８５０１ 石巻市穀町１４－１

石巻市産業部商工課

TEL：０２２５－９５－１１１１（内線３５２４）

E-mail iscommerce@city.ishinomaki.lg.jp